

東邦車輛株式会社 殿

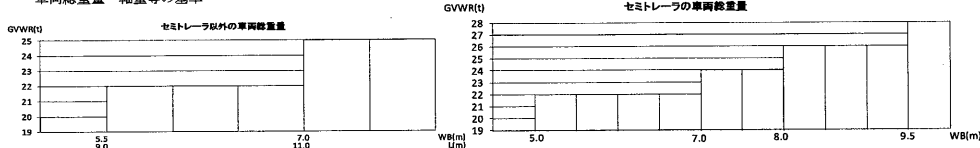
概要等説明書(試作車・組立車等審査結果通知書)

(指示事項)

主要諸元比較表 (試作車)組立車、試作車・組立車改造

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度
車名	東邦			乗車定員人	-		
型式	TL42F6T2S			最大積載量 kg	33000		
自動車の種別	普通			車両総重量 kg	前前軸重	9320	( - kg)
用途	貨物				後前軸重	16220	≤10t ( - kg)
車体の形状	セミトレーラ				後中軸重	-	≤10t ( - kg)
燃料の種類	-				後後軸重	16220	≤10t ( - kg)
原動機型式	-				計	41760	≤24t ( - kg)
総排気量(L)又は定格出力(kW)	-			最大安定傾斜角度°	左	※56	一般 ≥35°
長さ m	9.050 (8.600)	≤12m			右	※56	その他 ≥30°
幅 m	2.990	≤2.5m		タイヤサイズ	前前軸	-	
高さ m	1.700	≤3.8m			後前軸	235/70R17.5 (16960 kg)	
軸距 m	6.000+1.200				後中軸	-	( - kg)
	=7.200				後後軸	235/70R17.5 (16960 kg)	
輪距 m	前前輪	-			前輪荷重割合	空車	-
	後前輪	2.440		積車	-	≤1/2 (3.600 m)	
	後中輪	-		リヤ・オーバーハングm	1.400		
	後後輪	2.440		荷台オフセット m	1.500		
室内又は荷台の内側の寸法	長さm	5.000		最小回転半径 m	※8.8	≤12m	
	幅 m	2.990					
	高さm	-					
車両重量 kg	前前軸重	1820					
	後前軸重	3470					
	後中軸重	-					
	後後軸重	3470					
計	8760						

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	32440kg ≤ 18 t	kg ≤ 20t	kg ≤ 19 t

能力強度等検討			
制動能力	踏力 -N 60km/h	4.59 m/s <sup>2</sup>	車軸強度
	空気圧 650kPa		σ <sub>b</sub> /σ = 480/83.1 × 2.5 = 2.31 ≥ 1.6
推進軸強度	回転数	-	σ <sub>y</sub> /σ = 275/83.1 × 2.5 = 1.32 ≥ 1.3
	強度	-	操縦装置強度
車枠強度	σ <sub>b</sub> /σ = 490/69.404 × 2.5 = 2.82 ≥ 1.6		σ <sub>b</sub> /σ = 590/103.0 × 2.5 = 2.29 > 1.6
	σ <sub>y</sub> /σ = 315/69.404 × 2.5 = 1.81 ≥ 1.3		σ <sub>y</sub> /σ = 450/103.0 × 2.5 = 1.74 > 1.3
		制動装置強度	σ <sub>b</sub> /σ = 400/172.2 = 2.32 > 1.6
		連結装置強度	×

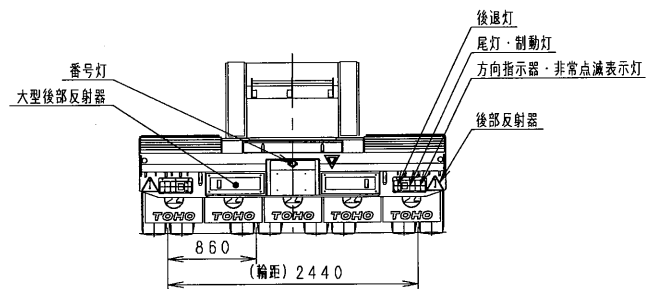
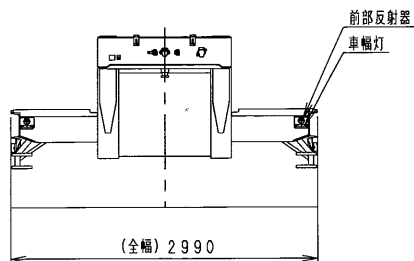
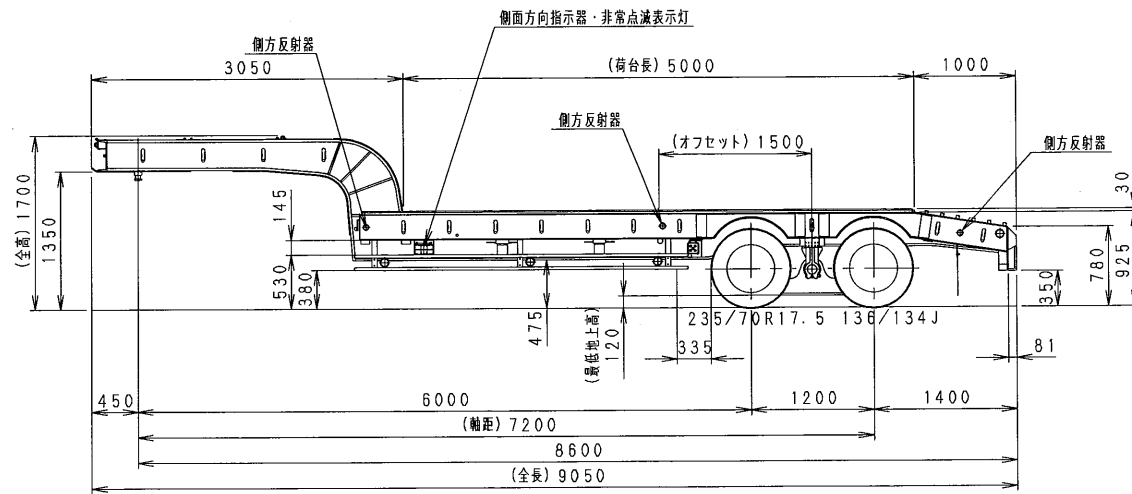
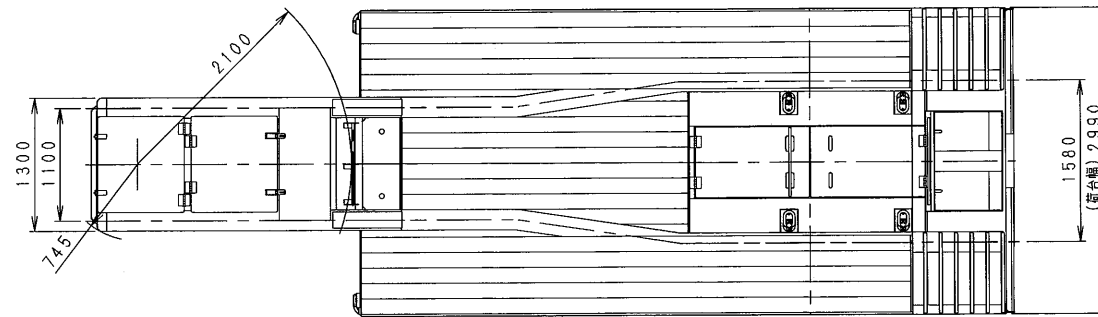
注1：(試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。  
 注2：能力強度検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。  
 注3：能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。  
 注4：※印は 日野 2DG-SS1EKHA型トラクタと連結時の計算値を示す。

R025804

装置の概要

目的	当該車両は、建設機械の安全輸送をはかる為、低床式セミトレーラとして新たに製作されるものである。
車枠及び車体	全体の構造は梯子型で、主レールとアウトリガー及びクロスメンバーとは電気溶接で組まれており、前部下面にキングピンを、後部に車軸装置を取付けている。当該自動車の「みなしバンパー」は、車体発19第205号(2020年3月26日)のタイプAとする。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	前後方向に揺動するウォーキングビームの両端に死軸式の車軸を揺動するように取り付けられたので、路面の変化に対応接地できる構造である。
操縦装置	
制動装置	(主ブレーキ) 空気圧内部拡張式 (駐車ブレーキ) スプリング式 ABS装置一式(KNORR製)
緩衝装置	ウォーキングビーム方式
連結装置	東邦 TL50J3T2型セミトレーラ(3国自審第183号71237類別2503)と同一。第5輪方式 JIS D 6602に準じて製作してある。
燃料装置	
電気装置	保安基準に適合した電気装置を有する。

注1 該当する事項がない場合については、斜線を記入すること。  
 注2 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)



東邦TL42F6T2S型  
セミトレーラ外観四面図